

平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会社名 国際石油開発帝石株式会社
代表者名 代表取締役社長 北村 俊昭
(コード番号 1605 東証第一部)
問合せ先 広報・IR エグジティブ・マネージャー 橘高 公久
電話番号 03-5572-0233

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 7 回定時株主総会及び必要な種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に係る規定を新設するとともに、新設に伴う条数の繰り下げを行うものです。
- (2) 本日公表の普通株式に係る株式分割の実施、単元株制度の採用に伴い、発行可能株式総数の変更並びに単元株式数、単元未満株式についての権利及び単元未満株式の売渡請求を新設するものです。
- (3) 普通株式に係る株式分割の実施に伴い、甲種類株式の規定に必要な修正を加えるとともに、規定の新設に伴う条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

「1. 変更の理由」のうち、(1)に係る変更の内容は別紙 1 のとおりです。また、同(2)及び(3)に係る変更の内容は別紙 2 のとおりです。

3. 日程

平成 25 年 6 月 25 日 (予定) 第 7 回定時株主総会開催

「1. 変更の理由」のうち、(1)に係る変更については、平成 25 年 6 月 25 日を効力発生日とします。また、同(2)及び(3)に係る変更については、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日とします。

以上

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>第1条～第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 取締役および取締役会</p> <p>第29条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>第38条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第45条～第48条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 取締役および取締役会</p> <p>第29条～第37条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外取締役の責任限定契約)</u></p> <p>第38条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>第39条～第45条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第46条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>第47条～第50条 (現行どおり)</p>

(下線部は変更部分を示します。)

変更案 1 による変更後の定款	変 更 案 2
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>9,000,001株</u>とし、普通株式の発行可能種類株式総数は、<u>9,000,000株</u>、甲種類株式の発行可能種類株式総数は、1株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,600,000,001株</u>とし、普通株式の発行可能種類株式総数は、<u>3,600,000,000株</u>、甲種類株式の発行可能種類株式総数は、1株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(単元株式数)</u></p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>普通株式につき100株とし、甲種類株式につき1株とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="text-align: center;"><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p>

<p>(新 設)</p> <p>第7条～第9条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第2項、第3項 (条文省略)</p> <p>第3章 種類株式</p> <p>第11条～第13条 (条文省略)</p> <p>(定款変更)</p> <p>第14条 以下の事項に関する定款変更については、当会社株主総会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。</p> <p>① 当会社の目的 ② 当会社普通株式以外の株式への議決権（甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。）の付与</p> <p>第15条～第18条 (条文省略)</p>	<p><u>(单元未満株式の売渡請求)</u></p> <p>第9条 <u>当会社の株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。</u></p> <p>第10条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>第3章 甲種類株式</p> <p>第14条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(定款変更)</p> <p>第17条 以下の事項に関する定款変更については、当会社株主総会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。</p> <p>① 当会社の目的 ② 当会社普通株式以外の株式への議決権（甲種類株式に既に付与された甲種類株主総会における議決権を除く。）の付与</p> <p>第18条～第21条 (現行どおり)</p>
---	---

(剰余金の配当および中間配当)

第19条

甲種類株式に対する剰余金の配当または中間配当は、当会社普通株式に対する剰余金の配当または中間配当と同額にて行われる。

(残余財産の分配)

第20条

甲種類株主は当会社普通株式に対する残余財産分配の金額と同額の残余財産分配請求権を有する。

(種類株式の取得請求権および取得条項)

第21条

第1項、第2項 (条文省略)

3 本条に基づく甲種類株式の取得価格は、第1項の場合は取得請求日、第2項の場合は取得日の前日 (以下あわせて「取得価格基準日」という。) の時価によることとする。当会社普通株式が東京証券取引所に上場されている場合は、当会社普通株式一株あたりの東京証券取引所における取得価格基準日の終値と同一の価格をもって取得価格基準日の時価とする。取得価格基準日の終値が存在しない場合には、同日より前の最も直近の日における終値によることとする。

第4章 株主総会

(招集)

第22条

第1項 (条文省略)

2 株主総会は、取締役会の決議に基づいて社長が招集する。ただし、社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。

第3項 (条文省略)

(剰余金の配当および中間配当)

第22条

甲種類株式に対する剰余金の配当または中間配当は、当会社普通株式に対する剰余金の配当または中間配当の額に400を乗じて算出される額にて行われる。

(残余財産の分配)

第23条

甲種類株主は当会社普通株式に対する残余財産分配の金額に400を乗じて算出される額の残余財産分配請求権を有する。

(甲種類株式の取得請求権および取得条項)

第24条

第1項、第2項 (現行どおり)

3 本条に基づく甲種類株式の取得価格は、第1項の場合は取得請求日、第2項の場合は取得日の前日 (以下あわせて「取得価格基準日」という。) の時価に400を乗じて算出される額によることとする。当会社普通株式が東京証券取引所に上場されている場合は、当会社普通株式一株あたりの東京証券取引所における取得価格基準日の終値と同一の価格をもって取得価格基準日の時価とする。取得価格基準日の終値が存在しない場合には、同日より前の最も直近の日における終値によることとする。

第4章 株主総会

(招集)

第25条

(現行どおり)

<p>(議長) 第23条 社長は、株主総会の議長となる。ただし、社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第24条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議) 第25条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第26条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第27条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>	<p>(議長) 第26条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第27条 (現行どおり) (決議) 第28条 (現行どおり) (議決権の代理行使) 第29条 (現行どおり) (議事録) 第30条 (現行どおり)</p>
--	--

<p>(新 設)</p> <p>第28条～第50条 (条文省略)</p>	<p><u>(普通株式の株主による種類株主総会)</u></p> <p><u>第31条</u></p> <p><u>第25条第2項、第26条、第27条、第28条、第29条および第30条の規定は、普通株式の株主による種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2 第13条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される普通株式の株主による種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>第32条～第54条 (現行どおり)</p>
--------------------------------------	--